職員会議記録部分公開決定審査請求事案(番号14)

審査会の結論		諮問実施機関(大阪府教育委員会)の判断は妥当である。	
行政文書公開請求	請求日	令和2年2月7日	
	請求内容	府立○○高校における令和2年2月6日の職員会議記録。(ただし、職員会議終盤	
		の生徒支援に関する問答についての記録のみで良い。)	
		令和2年2月21日付け教高第4026号による部分公開決定。	
		【公開請求の対象となる行政文書の名称】	
		職員会議議事録	
		【公開しないことと決定した部分】	
	実施機関	職員会議議事録のうち、3 その他の生徒支援委員会からの要望の部分	
	の決定	【公開しない理由】	
		条例第9条第1号に該当する。	
		本件、行政文書の非公開部分は、公開することにより、個人が特定される恐れが	
		ある情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ	
		る。	
	請求日	令和2年3月6日	
審	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。	
査		公開文書には「生徒支援委員会からの要望」との標題があるが、別添資料(省	
審査請求書	理由 理由 	略)の通り、当該案件は生徒支援委員会からではなく、担任が生徒支援委員会を通	
		さずに個人的に要望しているものであるので、このような記載は不適切である。よ	
		って、適切に記載されているものを公開すること。	
弁明書		府立○○高校における令和2年2月6日の職員会議の記録について、学校が保管	
		している職員会議の記録は、公開文書であり、他に該当する文書はない。	
		「弁明の理由」について、「学校が保管している職員会議の記録は、公開文書であ	
, F	万論 聿	り、他に該当する文書はない」とあるが、当該文書に記載されている「生徒支援委	
反 諦書		員会からの要望」というのは虚偽記載であるため、不当である。よって、適切な行	
		政文書を全部公開すること。	
		1 審査請求人は、公開文書は、本件請求に係る対象文書に該当しないのであり、他	
		の文書を公開するよう主張する。	
		実施機関が、本件請求に係る対象文書として公開した文書には、「2020年2月6	
		日」とあり、議題、議長及び書記の記載欄があり、会議記録であることがわかる。	
		さらに、「3. その他 ・生徒支援委員会からの要望」という記載があることから、	
+	判断	本件請求に対応した内容であり、文書の特定は不合理ではない。	
		2 審査請求人は、「公開文書には『生徒支援委員会からの要望』との標題がある	
		が、別添資料(省略)の通り、当該案件は生徒支援委員会からではなく、担任が	
		生徒支援委員会を通さずに個人的に要望しているものであるので、このような記	
		載は不適切である。」と主張するが、その趣旨は、要望を出した主体が、生徒支援	
		委員会ではなく、特定の教職員個人が要望したものであるにもかかわらず、部分	

	公開された文書に「生	生徒支援委員会からの要望」と記載されており、不適切である	
	ということから、他に適切な記載がなされた文書があるはずである、というもので		
	ある。		
判断	審査請求は、実施機関の処分について、条例の解釈及び適用に、違法、不当な点		
	がないかを判断する制度であり、対象文書の内容の正確性については、審査請求に		
	おける判断の対象とはならない。		
	3 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。		
	・令和2年2月7日	同日付け公開請求	
	・同月 21 日	部分公開決定	
. ∆∧ .⊔	・同年3月6日	審査請求	
経過 	・同月 25 日	弁明書	
	・同年4月12日	反論書	
	・同年 5 月 11 日	諮問	